



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U C S  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 野 壽 照  
( JASDAQ ・ コード番号 : 8 7 8 7 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 業 務 本 部 長 山 下 正 行  
電 話 番 号 0 5 8 7 - 2 4 - 9 0 2 8

### 定款変更の一部修正に関するお知らせ

平成 18 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 18 年 4 月 12 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」を一部修正することにいたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 修正の趣旨及び目的

- ( 1 ) 前回変更案第 3 3 条 ( 社外監査役との責任限定契約 ) について、当該契約の責任の限度額を変更するものであります。
- ( 2 ) 会社法第 165 条第 2 項の規定に従い、定款授權による自己の株式の取得により、機動的に資本政策を遂行できるよう、修正案第 35 条 ( 自己の株式の取得 ) を新設するものであります。これに伴い、条数を順次繰り下げるものであります。
- ( 3 ) 会社法に合わせた字句の追加修正を行うものであります。

2. 変更の内容  
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

前 回 変 更 案	修 正 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>3. 情報記録磁気プリントカード、商品券、ギフト券等の前払証票、入場券、遊技場等の割引券、優待券の発行、売買、仲介および管理</p> <p>22. 自動車、自動車付属品の販売、輸出入業および自動車リース</p> <p>35. (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (前回変更案のとおり)</p> <p>3. 情報記録磁気プリントカード、商品券、ギフト券等の前払証票、<u>入場券</u>、遊技場等の割引券、優待券の発行、売買、仲介および管理</p> <p>22. 自動車、自動車付属品の販売、輸出入業および自動車リース業</p> <p><u>35.</u> (前回変更案のとおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (前回変更案のとおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (前回変更案のとおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>およびその</u>事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、<u>これを公告する</u>。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会<u>において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時<u>これを招集</u>する。</p>

前 回 変 更 案	修 正 案
<p>( 定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>( 招集権者及び議長)</p> <p>第13条 ( 条文省略)</p> <p>2 . 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>( 任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等)</p> <p>第20条 ( 条文省略)</p> <p>2 . 取締役会は、その決議によって取締役社長を1名定め、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>( 定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会の<u>議決権</u>の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>( 招集権者および議長)</p> <p>第13条 ( 前回変更案のとおり)</p> <p>2 . 取締役社長に事故<u>が</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに<u>従いインターネットを利用する方法</u>で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>( 選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>( 任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役)</p> <p>第20条 ( 前回変更案のとおり)</p> <p>2 . 取締役会は、その決議<u>によって</u>取締役社長を1名定め、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

前 回 変 更 案	修 正 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令</u>に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故<u>が</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会<u>招集の通知</u>は、会日の3日前までに各取締役<u>及</u>び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この<u>時間</u>を短縮することができる。</p> <p>第5章 監査役<u>及</u>び監査役会</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会<u>の招集通知</u>は、会日の3日前までに各取締役<u>および</u>各監査役に対して発する。<u>た</u>だし、緊急の必要があるときは、この<u>期間</u>を短縮することができる。</p> <p>第5章 監査役<u>お</u>よび監査役会</p>
<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内<u>に</u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対し発する<u>もの</u>とする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前<u>まで</u>に各監査役に対<u>して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

前 回 変 更 案	修 正 案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>132</u> 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(事業年度および決算期)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 当社の期末配当の基準日は毎年 2 月末日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 当社は取締役会の決議により毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>120</u> 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 34 条 (前回変更案のとおり)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 35 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 2 月末日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 (前回変更案のとおり)</p>

以上